

改正省令にもとづく再エネ発電設備の新たな出力制御ルールの実施の考え方

1. 改正省令の出力制御に関する内容

(1) 出力制御の対象の見直し

①太陽光・風力発電設備に対する出力制御の対象範囲の拡大

従来、500kW以上の太陽光・風力発電設備を出力制御の対象としておりましたが、改正省令により、500kW未満の太陽光・風力発電設備（ただし、20kW未満の風力発電を除く）にも拡大されました。

なお、太陽光発電設備の出力制御にあたっては、10kW以上（主に非住宅用）の制御を先行させ、10kW未満（主に住宅用）については、優先的な取扱いを行うものとします。

②バイオマス発電設備に対する出力制御ルールの明確化

従来、一律に火力発電設備と同等の出力制御の対象となっていたバイオマス発電設備について、出力制御の受容可能性を踏まえたきめ細かい出力制御ルール（※）が設定されました。

（※）バイオマス発電設備に係る出力制御ルールの明確化

ア 地域型バイオマス発電設備（注）：電力系統の運用上必要な範囲での出力制御の対象となりますが、イおよびウの出力制御を先行して実施することを前提とします。また、燃料貯蔵の困難性、技術的制約等により出力制御が困難な場合は、出力制御の対象外とします。

イ バイオマス専焼発電設備（アを除く）：電力系統の運用上必要な範囲での出力制御の対象となりますが、ウの出力制御を先行して実施することを前提とします。

ウ 化石燃料混焼発電設備（アを除く）：電力系統の運用上必要な範囲での出力制御の対象となります。

（注）：メタン発酵ガス発電設備、一般廃棄物発電設備、木質バイオマス発電・農作物残さ発電設備等であって、地域に賦存する資源を有効活用する発電設備をいいます。

(2) 「30日ルール」の時間制への移行

①出力制御の時間制への移行

従来、1日単位での出力制御を前提に年間30日まで実施できる無補償の出力制御について、時間単位での出力制御を前提に、太陽光発電設備は年間360時間まで、風力発電設備は年間720時間まで無補償で実施できるよう制度が見直されました。

②遠隔出力制御システムの導入

①のような時間単位のきめ細かな出力制御を実現するため、出力制御の対象

となる太陽光・風力発電設備については、遠隔制御用のパワーコンディショナー等の導入が必要となります。ただし、このような遠隔出力制御システムの構築には一定の時間を要することから、当社は、当分の間、「改正省令にもとづき、出力制御を行うために必要な機器の設置、費用負担、その他必要な措置を事業者さまに求める場合には、その求めに応じていただくこと」を条件に、系統連系申込みを承諾することとします。

（３）指定電気事業者制度の活用による接続拡大

接続申込量が接続可能量を上回った場合には、「指定電気事業者制度」を活用し、３６０時間を超えてもなお無補償の出力制御を受ける可能性があることを前提に系統連系の受付が可能となります。

なお、各電力会社は、出力制御期間の見込みをあらかじめ示し、出力制御の対象となる事業者の予見可能性確保に努めることを求められております。

当社は、平成２６年１２月２２日に、太陽光発電について指定電気事業者の指定を受けたことから、本制度の活用を前提に、太陽光発電の系統連系申込みを承諾することとします。（なお、遠隔出力制御システムの導入も前提となります。）

２．新たな出力制御ルールの適用の考え方

（１）太陽光発電設備

特別高圧・高圧連系について、平成２６年１０月１日以降に受付した系統連系申込みから新たな出力制御ルールを適用します。

低圧連系について、平成２７年１月２６日（改正省令施行日）以降に受付する系統連系申込みから新たな出力制御ルールを適用します。

ただし、改正省令にもとづき、平成２７年３月３１日までに系統連系申込みを受付する１０ｋＷ未満の発電設備に対しては、出力制御および遠隔出力制御システムの設置を求めません。

（２）水力発電設備

特別高圧・高圧・低圧連系のそれぞれについて、これまでと変更ありません。

（３）地熱発電設備

特別高圧・高圧・低圧連系のそれぞれについて、これまでと変更ありません。

（４）バイオマス発電設備

特別高圧・高圧・低圧連系のそれぞれについて、平成２７年１月２６日（改正省令施行日）以降に受付する系統連系申込みから新たな出力制御ルールを適用します。

なお、既に受付した系統連系申込みのうち、平成２７年１月２５日時点で当

社から事業者さまへ連系承諾を含む技術検討結果等のお知らせを発行・送付していない案件については、新旧いずれのルールが適用されるかを事業者さまが選択いただけます。

(5) 風力発電設備

特別高圧・高圧・低圧連系のそれぞれについて、平成27年1月26日（改正省令施行日）以降に受付する系統連系申込みから新たな出力制御ルールを適用します。

ただし、改正省令にもとづき、20kW未満の発電設備に対しては、当分の間、出力制御および遠隔出力制御システムの設置を求めません。

※風力について、当社の電力系統への連系量が、平成27年1月23日時点では当社の風力受付可能量（200万kW）に達していないため、上記のとおりとさせていただきますが、風力受付可能量に達した場合の取扱いについては、別途協議をさせていただきます。

以 上